

大市情審意見具申第 3 号  
平成 19 年 11 月 29 日

大阪市会議長 足 高 將 司 様

大阪市会情報公開審査委員会  
会 長 槇 得 幸 雄

大阪市会情報公開条例第 18 条に基づく異議申立てについて（意見具申）

平成 19 年 7 月 6 日付け大市会第 250 号をもって意見照会のありました件のうち、平成 19 年 6 月 15 日付け大市会第 233 号により決定通知を行った件について、次のとおり意見具申いたします。

## 第 1 審査委員会の結論

大阪市会議長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 6 月 15 日付け大市会第 233 号により行った、部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙 1 に掲げる類型別に記載した各情報に該当する部分については公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 5 月 1 日、大阪市会情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 18 年度大阪市議または会派あてに交付された政務調査費の収支報告書（帳簿コピー、領収書等）添付資料一切」（以下「請求対象文書」という。）の公開請求を行った。

### 2 請求対象文書について

異議申立人が請求した、請求対象文書には、

- ①「平成 18 年度政務調査費に係る収支報告書（自由民主党・市民クラブ大阪市議員団、民主党・市民連合大阪市議員団、公明党大阪市議員団、日本共産党大阪市議員団及び超党大阪市議員団 NOW-New Osaka Way-）」
- ②大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 25 号。以下「政務調査費条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、議長への提出が義務付けられている政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に添付することとされている、「平成 18 年度政務調査

費に係る1件につき50,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（自由民主党・市民クラブ大阪市議員団、民主党・市民連合大阪市議員団、公明党大阪市議員団、日本共産党大阪市議員団及び超党大阪市議員団 NOW-New Osaka Way-）」（以下「本件文書」という。）

③帳簿コピー、すなわち大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（平成18年7月25日市会議長決定。以下「取扱要綱」という。）第2条第2項第4号に規定する出納簿及び帳票類であり、具体的には第4条に規定する政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳等を含む。

の3つの部分が包含されている。

### 3 部分公開決定

実施機関は、本件請求対象文書中、本件文書について、公開条例第7条第1号及び第2号に該当する情報が含まれており、その一部について公開すべきでないため、その理由を付して、第10条第1項に基づき、平成19年6月15日付け大市会第233号により、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 4 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月29日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開条例に掲げる「市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、新たな時代にふさわしい開かれた大阪市会の実現を目指す。」との目的並びに政務調査費条例及び大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（平成18年7月25日市会議長決定。以下「取扱要綱」という。）に基づき、政務調査費の収支報告書及びその支出の事実を証する書類が公開されねばならない。

請求対象文書中、非公開（墨塗り）部分のどれが公開条例第7条第1号又は第2号に該当する情報なのか不明である。

また、議員名等は公開すべきであり、事務所費の支出先の情報は、第7条第1号ただし書アの公開が予定されている情報に該当する。

さらに、第7条第2号該当の理由として「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」としているのはかえって特別の事情があるとの疑惑を持たざるを得ず、具体的な支出ケース個々について該当する理由を説明すべきである。

これらの決定は、公開条例及び政務調査費条例の理念・目的に反する決定で

あり、政務調査費の支出については、調査内容、調査結果、調査報告、成果品等の証明書類を添付し、日常一般の議員活動の支出以上に厳正に説明責務が問われるものである。

したがって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、政務調査費条例、政務調査費規則、取扱要綱に反して行った決定は誤った判断であり、当該部分公開決定の取り消しを求める、との主張である。

#### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 対象文書及び非公開部分について

本件文書は、政務調査費条例第 7 条第 1 項の規定により、議長への提出が義務付けられている収支報告書に添付することとされている領収書等であり、その発行日、宛先、発行金額、発行内容（ただし書）、発行人の住所、氏名、電話番号、金融機関の口座番号（以下「口座番号」という。）、印影等が記載されたものである。

本件領収書等のうち、非公開とした情報は、①領収書等の発行人が個人の場合の住所、氏名、電話番号、口座番号、印影等、特定の個人を識別することとなる情報 ②領収書等の発行人が個人の場合の宛名で、その宛名を公開することにより、発行人である個人を識別することとなる場合の情報 ③法人等の口座番号の情報である。

##### 2 公開条例第 7 条第 1 号及び第 2 号該当の有無について

①領収書等の発行人が個人の場合の、その個人の「住所、氏名、電話番号、口座番号、印影」については、公開条例第 7 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当し、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、同号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

②議員事務所に勤務する政務調査活動補助職員（以下「補助職員」という。）の給与等の領収書等の場合、その領収書等の宛名は、議員名及び議員事務所名（以下「議員名等」という。）等勤務先であり、その情報は、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、補助職員である個人が識別することができる情報に該当し、さらに、金額が公開されていることから、第 7 条第 1 号本文に該当する。また、領収書等の発行人が個人の場合のうち、議員事務所賃借料の領収書等の場合、その領収書等の宛名である議員名等は、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、個人が識別することができる情報に該当し、さらに、金額が公開されていることから、第 7 条第 1 号本文に該当する。

- ③ 領収書等の発行人が法人である場合の法人情報のうち、口座番号については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、第7条第2号に該当する。

## 第5 審査委員会の判断

### 1 基本的な考え方

情報公開の基本的な理念は、公開条例第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市会の説明責任を全うし、もって市会に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならないとするものである。

しかしながら、公開条例はすべての公文書の公開を義務付けているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、公開条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 公開条例第7条第1号及び第2号該当性について

公開条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令、条例若しくは大阪市会会議規則…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

ここでいう「個人に関する情報」とは、①氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報、②学歴、職歴など経歴に関する情報、③疾病、障害など心身に関する情報、④資産、収入など財産に関する情報、⑤思想、信条等に関する情報、⑥家庭状況、社会的活動状況に関する情報、⑦その他個人に関する一切の

情報を意味するものである。

また、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることを意味するものである。

ここで、照合の対象となる「他の情報」とは、一般人が新聞や出版物などで通常容易に知り得る情報を指すものであるが、犯罪や児童虐待等の被害者に関する情報などのように、その内容や性質から特段の配慮を要する情報が記載されている場合については、「他の情報」を、親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報まで広げ、特定の個人を識別することができるかどうかを判断する必要がある。

ただし、この判断にあたっては、情報公開を一層推進し、もって市会の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市会に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする公開条例の基本理念と、本件文書を収支報告書とともに議長に提出することを義務付け閲覧に供するものとし、政務調査費の使途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことを目的とする政務調査費条例の趣旨を十分踏まえる必要がある。

次に、公開条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とするが、それ以外は公開とする旨を規定している。

### 3 対象文書について

本件文書は、政務調査費規則第4条に規定する使途基準に基づき、費目別に整理し議長に提出された領収書等の写しであり、それらには、発行人の住所、氏名、電話番号、印影、口座番号、金額及び宛名の議員名等の情報が記載されている。

実施機関は、本件文書について、第4の1に掲げる情報を非公開としたと説明しているが、本審査委員会で見分したところ、実施機関がいう「領収書等の発行人が個人に関する情報に該当する」として非公開とした情報には、公開条例第7条第1号に含まない「事業を営む個人」や同条同号ただし書アに該当する情報も混在している可能性がある。

それは、記載形態が個人の場合であっても、その個人が収入を得ている当該活動が地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業であり、「事業を営む個人」に該当する場合や、議員事務所の貸主が当該事務所の所有者であり、不動産登記簿に登記されて公示されているなど、第7条第1号ただし書アに該当するなど、非公開情報に該当しない場合があるからである。

#### 4 争点

異議申立人は、実施機関が、公開条例第7条第1号及び第2号該当を理由に本件決定を行ったのに対して、非公開とされた情報のうち、第7条第1号の個人に関する情報に該当するとして非公開とした、宛名の議員名等及び発行人の個人名、並びに同条第2号に該当するため非公開とした情報のうち、口座番号以外の情報について、説明責務を果たすべきであると主張している。

実施機関は、議員名等については原則公開として取り扱っているが、当該議員名等を公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより個人が識別される可能性があるとのことから非公開とし、また、第7条第2号に該当する情報として非公開とした情報は、法人の口座番号のみであると主張している。

本審査委員会において本件文書を見分したところ、第7条第2号該当を理由として非公開決定を行っているのは、法人の口座番号のみであり、本件決定時点において第7条第2号該当により非公開とした情報に関しては、争いの事実とは認められない。

したがって、本件異議申立ての争点は、発行人の記載形態が個人であることから第7条第1号本文に該当し非公開とした判断、他の情報と照合することにより個人が識別されるため非公開とした判断、及びその他の非公開とした判断が正しいか否かである。

記載形態が個人の場合のうち、事業を営む個人は法人と同様に取り扱われることから、具体的には、以下の①から⑥の情報について非公開とした判断が正しいか否かである。

- ① 発行人が個人の場合の住所、氏名、電話番号、印影
- ② 発行人が事業を営む個人の場合の住所、氏名、電話番号、印影
- ③ 事務所賃借料等の発行人である個人が登記簿登載者等である場合の住所、氏名、電話番号、印影
- ④ 人件費の領収書等の発行人が法人の場合の住所、法人名、電話番号、印影
- ⑤ 人件費の領収書等の宛名が議員名等である場合及び、事務所費の領収書等のうち発行人の記載形態が個人の場合の宛名である議員名等
- ⑥ その他、リース契約書等記載情報等のうち非公開とした情報

ところで、本件文書に記載された情報は、支出項目、発行人、宛名等から、末尾添付「領収書等類型化一覧」記載のとおりAからTに類型化される。

これらのうち、既に公開されている情報及び非公開とされている情報のうち口座番号以外の情報については、①から⑥のいずれかに該当しており、各場合に、第7条第1号または第2号に該当するか否かを検討する。

#### 5 各判断

ア 別紙2の類型A、B、E、F、N及びOの領収書等記載の情報は①の場合に該当する。

発行人が個人の場合の「住所」、「氏名」、「電話番号」、「印影」は、それ自体により特定の個人を識別することができる情報であると認められ、第7条第1号本文に該当するため非公開が妥当である。

イ 別紙2の類型I、J、R及びSの領収書等記載の情報は②の場合に該当する。

発行人が事業を営む個人の場合の「住所」、「氏名」は、公にしても当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと考えられ、第7条第2号に該当せず、公開すべきである。

「電話番号」及び「印影」は、一般的には、広く公表されていたり、多数に広く知れ渡ることを容認していると認められるなどの理由により公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれはないと考えられることから、第7条第2号には該当せず、公開すべきである。

ウ 別紙2の類型K及びLの領収書等記載の情報は③の場合に該当する。

発行人が登記簿登載者等の場合の「住所」及び「氏名」については、当該登記簿に登記され公示されているなどの理由により、第7条第1号ただし書アの「法令、条例若しくは大阪市会会議規則の規定により又は慣行として公にされている情報」に該当することから、公開すべきである。

「電話番号」及び「印影」は、例えば、不特定多数の者に広く知られ得る状態に置かれている場合でない限り、同条同号ただし書アに該当せず、非公開とすべきであり、妥当である。

エ 別紙2の類型C及びDの領収書等記載の情報は④の場合に該当する。

発行人が法人である場合の「住所」、「法人名」、「電話番号」及び「印影」について、実施機関は、それ自体は個人情報に該当しないが、公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、補助職員である個人が識別される可能性があり、さらに、受取金額が公開されていることから、第7条第1号本文に該当するとの理由で非公開としている。

しかしながら、この場合、照合の対象となる「他の情報」については、第5の2の趣旨に照らし、一般人が新聞や出版物などで通常容易に知り得る情報を指すものと解される。

よって、領収書等の発行人情報は同条同号本文には該当せず、公開すべきである。

オ 別紙2類型A、C、E、I及びKの領収書等記載の情報は⑤の場合に該当する。

宛名が議員名等である場合について、実施機関は、それ自体は非公開情報には該当しないが、公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、

同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、A及びCの場合、補助職員である個人が、また、E、I及びKの場合、当該議員事務所の貸主である個人が識別される可能性があり、第7条第1号本文に該当するとの理由で非公開としている。

しかしながら、この場合の、照合の対象となる「他の情報」については、第5の2の趣旨に照らし、一般人が新聞や出版物などで通常容易に知り得る情報を指すものと解される。

さらに、類型Aの場合、一般的には、議員活動は多岐にわたるものであり、議員名等が公開されたとしても、補助職員が必ずしも特定されることとはならない。

また、類型C、I及びKの場合、発行人情報が公開とすべき情報であることから、宛名である議員名等が、第7条第1号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するか否かの判断の必要はない。

よって、宛名である議員名等の情報については、同条同号本文に該当するとは認められず、公開すべきである。

カ 別紙2 類型Tの情報が⑥の場合に該当する。

類型Tの非公開とした情報のうち、Tの1及び、Tの2については、議員として公表している情報ではないため、第7条第1号ただし書ウの公務員等の職務遂行に係る情報には該当せず、非公開が妥当である。

また、Tの3以降については、第7条第1号本文の個人に関する情報に該当するため非公開が妥当である。

## 6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

【公開すべき情報】（\*別紙2「類型別一覧」参照）

類型 A 宛 名：議員名等

類型 C 発行人：住所、法人名、電話番号、印影  
宛 名：議員名等

類型 D 発行人：住所、法人名、電話番号、印影

類型 E 宛 名：議員名等

類型 I 発行人：住所、氏名、電話番号、印影  
宛 名：議員名等

類型 J 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

類型 K 発行人：住所、氏名  
宛 名：議員名等

類型 L 発行人：住所、氏名

類型 R 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

類型 S 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

(参考)

①人件費（発行人が個人の場合の、宛名である議員名）

原 紙	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

現在の公開状況	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

意見具申による公開	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

② 事務所費（発行人が個人の場合の、宛名である議員名）

原 紙	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

現在の公開状況	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

意見具申による公開	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

③ 事務所費

(発行人の形態が個人であるが、事業を営む個人または不動産登記簿登載者の場合)

原 紙	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88,000円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

現在の公開状況	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88,000円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市 北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

意見具申による公開	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88,000円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

④ 事業請負費等

(発行人の形態が個人であるが、事業を営む個人の場合)

原 紙	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

現在の公開状況	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

意見具申による公開	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 ( %) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

## ○大阪市会情報公開条例

制 定 平 13. 4. 1 条例 24  
最近改正 平 18. 9. 21 条例 76

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 公文書の公開（第5条－第17条）

第3章 異議申立て

第1節 異議申立ての手續（第18条－第20条）

第2節 大阪市会情報公開審査委員会（第21条・第22条）

第3節 委員会の調査審議の手續（第23条－第30条）

第4章 情報提供施策等（第31条－第33条）

第5章 罰則（第34条）

附則

地方分権時代において、地方議会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民自治の根幹をなす地方議会も一層の活性化が強く求められている。

すなわち、地方分権の推進に伴い、執行機関を監視し、政策を立案し、当該団体の意思を決定する地方議会の役割と責任が強く求められるとともに、地方議会は住民の代表機関、意思決定機関として、これまで以上に住民の意思を反映した活動を積極的、効果的に行わなければならない。

大阪市会は、これまで会議はもとより委員会についても公開し、様々な議会情報を積極的に公開するなど努力を重ねてきたが、近年、さらに市民の「知る権利」をはじめ情報公開を求める気運が高まってきており、一層の市民参加の推進を図るため、市民の期待と要請にこたえていくことが重要である。

よって大阪市会はここに、この条例を制定することにより情報公開制度を創設し、市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、新たな時代にふさわしい開かれた大阪市会の実現を目指すものとする。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治の本旨にのっとり、大阪市会（以下「市会」という。）における公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開及び情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、情報公開を一層推進し、もって市会の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、広く開かれた市会を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「公文書」とは、大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、大阪市会議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(条例の解釈及び運用)

**第3条** 議長は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第4条** この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするように努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に利用しなければならない。

## 第2章 公文書の公開

(公開請求権)

**第5条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手續)

**第6条** 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を議長に提出する方法(これに準ずるものとして議長が定める方法を含む。)により行わなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、公開請求書(前項の議長が定める方法により公開請求をする場合にあつては、公開請求書に代わるものとして議長が定めるもの)に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

**第7条** 議長は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは大阪市会会議規則(昭和31年9月30日市会議決)(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等並

びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））及び住宅供給公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 本市の機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条的件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派又は議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市会及び市会以外の本市の機関並びに国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市会若しくは市会以外の本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市会若しくは市会以外の本市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報

(部分公開)

**第8条** 議長は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

**第9条** 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置等)

**第10条** 議長は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときには、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 議長は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(公開決定等の期限)

**第11条** 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

**第12条** 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(議長及び副議長がともに欠けた場合の特例)

**第13条** 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、前2条の規定により公開決定等をするべき期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第14条** 公開請求に係る公文書に本市、国等及び公開請求者以外のもの(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であるとして、当該情報が第7条第1号から第3号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が第7条第1号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、公にしても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき
- (2) 第三者の所在が判明しないとき

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条及び第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

**第15条** 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき又は第8条の規定により公文書の一部を公開するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。



- (2) 異議申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第2節 大阪市会情報公開審査委員会

（設置）

**第21条** 第18条の規定による意見の求めに応じ異議申立てについて調査審議するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、市会の情報公開制度の運営に関する重要事項について、議長からの意見の求めに応じて調査審議するとともに、議長に意見を述べることができる。

（組織等）

**第22条** 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他議長が適当と認める者のうちから議長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第3節 委員会の調査審議の手続

（委員会の調査権限）

**第23条** 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 議長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は議長（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

**第24条** 委員会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、委員会は、異議申立人又は参加人が補佐人とともに出頭することを許可することができる。

- 3 委員会は、その指定する相当の期間内に異議申立人等が口頭で意見を述べることができないときは、当該異議申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

（意見書等の提出）

**第25条** 異議申立人等は、委員会の許可を得て、意見書又は資料を提出

することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

**第26条** 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による異議申立人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(提出資料の閲覧等)

**第27条** 異議申立人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 委員会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

**第28条** 委員会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第21条第2項の規定による調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(意見を記載した書面の送付等)

**第29条** 委員会は、第18条の規定により議長に意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、当該意見の内容を公表するものとする。

(委任)

**第30条** この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第4章 情報提供施策等

(情報提供施策等)

**第31条** 市会は、この条例の目的を達成するため、第2章に定める公文書の公開のほか、市会の諸活動に関する情報の提供に係る施策等の充実に努めるものとする。

2 事務局の職員は、市会の諸活動に関する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報が的確に提供されるように意を用いなければならない。

(公文書を公開しない場合における情報の提供等)

**第31条の2** 議長は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定を行う場合(第9条の規定により公開請求を拒否する場合を除く。)であっても、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、非公開情報を公開しない方法により、必要な情報の提供を行うものとする。

2 議長は、第2章の規定により公開した情報及び前項の規定により提供した情報について、市民等が公開請求を行うことなく得ることができよう適切な措置を講ずるとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとする。

(公文書の管理)

**第31条の3** 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の定めるところにより、公文書を適正に管理しなければならない。

（運用状況の公表）

**第32条** 議長は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（施行の細目）

**第33条** この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

## 第5章 罰則

（罰則）

**第34条** 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則（平 13.10. 1 施行、平 13. 9.21 議長決定）（抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、議長が定める。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日以後に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則（平 18. 9.21 条例76）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平14. 9.30 条例63

平16. 3. 2 条例3

平17. 3.30 条例13

平17. 5.30 条例55

平18. 3.31 条例10

平18. 9.21 条例76

